

防府市救助業務要綱

平成30年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市救助業務規程（平成30年消防本部訓令第5号。以下「規程」という。）に基づき、救助活動に関する必要な事項を定め、効率的に救助活動をすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救助器具とは、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）第4条に規定する別表に掲げる救助器具をいう。
- (2) 水難救助とは、海、河川、池、湖沼等で発生した水難事故に係る救助活動をいう。
- (3) 特殊災害とは、NBC災害、爆弾テロ災害及び武力攻撃災害を伴う災害をいう。

(出動体制)

第3条 救助活動に関する出動は、別に定める火災等出動体制運用要綱によるものとする。

(安全管理)

第4条 救助活動時の安全管理は、防府市消防安全管理規程（昭和60年消防本部訓令第3号）に定めるところによる。

(教育訓練基本計画)

第5条 署長は、教育訓練を実施するに当たっては、教育訓練の目標及び内容並びにその実施方法、隊員の安全管理対策、教育訓練に必要な施設又は設備の整備計画、教育訓練に当たる指導者の確保及び養成対策、その他教育訓練を効果的かつ安全に実施するために必要な事項について定めた教育訓練基本計画を作成し、毎年教育訓練基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(教育訓練実施計画)

第6条 署長は、前条の教育訓練基本計画に基づき、毎年、年間の教育訓練の目標及び内容並びにその実施方法、教育訓練の対象者、教育訓練の時間数及び実施時期、その他年間の教育訓練を円滑に実施するために必要な事項について定めた教育訓練実施計画を作成しなければならない。

(救助調査)

第7条 署長は、救助活動の適切かつ円滑な実施を図るため、本市の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

- (1) 地勢及び交通の状況
- (2) 救助活動の必要がある災害の発生するおそれのある場所及びその地形
- (3) 救助活動の必要がある災害の発生した場合に救助活動の実施が困難と予想される対象物の位置及び構造並びに管理状態
- (4) その他署長が必要と認める事項

(報告書)

第8条 出動報告書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 救助出動報告書 第1号様式
- (2) 車両別出動状況報告書 第2号様式

(関係機関との連携)

第9条 署長は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と救助活動の実施に係る緊密な情報連絡態勢を確保するよう努めなければならない。

2 署長は、特別救助隊で対応が困難な火災等が発生した場合における救助活動の実施について、防府市消防本部における消防受援計画（消防組織法第39条の規定に基づく山口県内広域消防相互応援協定書）に基づき自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と協議しておくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 防府市救助業務要綱（平成6年7月1日制定）は、廃止する。

別表

分類	品名
一般救助器具	かぎ付きはしご 三連はしご 金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛帯 平担架 ロープ カラビナ 滑車
重量物排除器具	油圧ジャッキ 油圧スプレッダー 可搬ウィンチ ワイヤロープ マンホール救助器具 救助用簡易起重機※ マット型空気ジャッキ一式 大型油圧スプレッダー 救助用支柱器具※ チェーンブロック※
切断用器具	油圧切断機 エンジンカッター ガス熔断器 チェーンソー 鉄線カッター 空気鋸 大型油圧切断機 空気切断機 コンクリート・鉄筋切断用チェーンブロック※
破壊用器具	万能斧 ハンマー 携帯用コンクリート破壊器具 削岩機 ハンマドリル
検地・測定用器具	可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器 酸素濃度測定器 放射線測定器
呼吸保護用器具	空気呼吸器（予備ボンベを含む。） 空気補充用ボンベ※ 酸素呼吸器（予備ボンベを含む。） 簡易呼吸器 防塵マスク 送排風機 エアラインマスク※

隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 安全带 防塵メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。） 陽圧式化学防護服 耐熱服※ 放射線防護服（個人用線量計を含む。） 耐電衣 耐電ズボン 耐電長靴 特殊ヘルメット※
検索用器具	簡易画像探査機
除染用器具	除染シャワー 除染剤散布器
水難救助用器具※	潜水器具一式 流水救助器具一式 救命胴衣 水中投光器 救命浮環 浮標 救命ボート 船外機 水中スクーター 水中無線機 水中時計 水中テレビカメラ
山岳救助用器具※	登山器具一式 バスケット担架
その他の救助用器具	投光器一式 携帯投光器 携帯拡声器 携帯無線機 応急処置用セット 車両移動器具※ その他の携帯救助工具 緩降機 ロープ登降機 救助用降下機※ 発電機
備考	一 ※印のものは、実情に応じて備えるものとする。 二 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

第1号様式

防府市消防長 様

合 議 係 長	署長補佐	副 署 長	署 長	次 長	消 防 長

階級：

氏名：

救助出動報告書		事案番号	事故種別		活動有無	
発生日時	月 日 () 時 分	救助開始時刻		月 日 () 時 分		
覚知時刻	月 日 () 時 分	救助完了時刻		月 日 () 時 分		
覚知区分		引揚時刻		月 日 () 時 分		
出動時刻	月 日 () 時 分	帰署時刻		月 日 () 時 分		
現場到着時刻	月 日 () 時 分					
発生場所						
通報内容						
事故概要 及び 現場の状況						
活動内容						
使用資機材						
死傷者数	死者 名・傷者 名		油処理剤			
被救助者	住所		氏名		職業	年齢 性別
気象状況	天気		風向		風速	m/s
	気温	℃	湿度	%	積雪	cm
	注意報等					
出動人員	専任救助隊員	兼任救助隊員	消防隊員	救急隊員	消防団員	合計
	出動人員	人	人	人	人	台 人
	活動人員	人	人	人	人	台 人
備考						

第2号様式

号 出動状況報告書

階 級		氏 名	
発 生 場 所			
出 動 時 刻	月 日 時 分	救助完了時刻	月 日 時 分
現場到着時刻	月 日 時 分	引 揚 時 刻	月 日 時 分
救助開始時刻	月 日 時 分	帰 署 時 刻	月 日 時 分
現 場 距 離	k m	活 動 有 無	場所区分
出 動 者	当直		
	非番		
活 動 状 況			